

報告第14号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年11月12日提出

新城市長 穂積亮次

専決第6号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月25日専決

新城市長 穂積亮次

- | | |
|-----------|--|
| 1 事故発生日時 | 令和元年7月19日 午前7時5分頃 |
| 2 事故発生場所 | 新城市作手守義字川竹地内 主要地方道岡崎設楽線 |
| 3 賠償する相手方 | 金田隆幸 |
| 4 事故の概要 | 市営バスが走行中に、対向してきた相手方車両と接触し、車両の右前部が破損した。 |
| 5 損害賠償額 | 90,500円 |